
やまぐら通信 (やまぐち・くらしの安心ネット通信) 平成 28 年 11 月 10 日
-No.156- 事務局：山口県消費生活センター

■「長期使用製品安全点検制度」対象製品の事故について■

石油ふろがまや屋内式ガスふろがま等の長期使用による火災にご注意を！

～「長期使用製品安全点検制度」による登録・点検をしましょう～

長期使用による事故は、点検を行うことで未然に防止することができます。

11月の「製品安全総点検月間」に合わせ、特定保守製品の登録・点検を確実に行いましょう。

<長期使用製品安全点検制度とは>

- ・・・所有者自身での保守点検が困難で、経年劣化による事故が発生するおそれの高い製品 9 品目(特定保守製品)について、消費者が製造・輸入事業者へ所有者情報の登録を行い、必要な時期に点検を受ける制度

<特定保守製品9品目>

- ・・・石油ふろがま、石油給湯機、密閉燃焼式石油温風暖房機、
屋内式ガスふろがま(都市ガス、LP ガス)、屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス、LP ガス)、
ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

Onite 独立行政法人製品評価技術基盤機構 公表資料

<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2016fy/prs161027.html>

■話を聞くだけのはずが、美容施術を受け400万円の請求に！■

自由診療が中心である美容医療では、施術費用は個々のクリニックで自由に設定できます。しかし、注射を数本打たれ1,000万円前後の請求を受けた事例が複数みられる等、深刻な高額請求トラブルが60歳以上の女性を中心に発生しています。

また、不透明な料金体系や、支払える金額によって料金を提示したり、施術費用を明確にしないまま施術をされた後で高額請求された事例等、費用に関するトラブルが目立ちます。

リスクなく簡単にきれいになれるとうたう広告をうのみにせず、医師の担当する範囲や施術の流れを十分に確認し、施術内容や料金について納得できなかった場合や、十分な説明なく高額な料金で契約させようとするクリニックには、今日は契約しないことをはっきり伝えましょう。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen265.html

■平成 28 年度消費者啓発の標語入選作品■

最優秀賞

「しっかりと『聞こう』『話そう』『考えよう』

消費者問題 みんなの問題」

山口県立響高等学校 堀 海斗 さん

※その他の「H28 消費者啓発の標語入選作品」は、県消費生活センターHP でご覧ください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/0/7/5/0758d7ae47c106c7a7bd844b41be8334.pdf>

会員の皆様へ〇=====

※ 消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。

相談専用電話：083-924-0999

事務局：山口県 県民生活課 消費生活センター内

TEL：083-924-2421 FAX：083-923-3407

メールアドレス：manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

HP：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html>